

2024年3月12日

各位

会社名 マテリアルグループ株式会社  
代表者名 代表取締役 CEO 青崎 曹  
(コード番号: 156A 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 CFO 吉田 和樹  
(TEL. 03-6869-1100)

## 募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2024年2月22日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2024年3月12日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金935円  
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 46,750,000円
- (3) 仮条件 1,100円から1,180円
- (4) 仮条件の決定理由

仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 2. 販売先指定の件（親引け）

当社が、引受人に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりです。

### (1) 親引け先の状況等

#### ① 親引け先の概要

名称	UUUM株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂九丁目7番1号
代表者の役職 及び氏名	代表取締役 社長執行役員 梅景 匡之
直近の有価証券 報告書等の 提出日	有価証券報告書 第10期 (2022年6月1日～2023年5月31日) 2023年8月24日関東財務局長 に提出  第1四半期報告書 第11期 第1四 半期 (2023年6月1日～2023年8月31日) 2023年10月13日関東財務局長 に提出  第2四半期報告書 第11期 第2四 半期 (2023年9月1日～2023年11月30日) 2024年1月12日関東財務局長 に提出
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は 取引関係	当社子会社の株式会社マテリアルの業務提携契約の締結先であります。

#### ② 当社と親引け先との関係

#### ③ 親引け先の選定理由

当社子会社の株式会社マテリアルの業務提携先であるUUUM株式会社との協業関係を形成し、当社グループの企業価値向上に資することを目的とするため

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ④ 親引けしようとする株式の数 | 未定(売出株式のうち、27,200株を上限として、2024年3月19日(売出価格等決定日)に決定される予定。)   |
| ⑤ 株券等の保有方針      | 長期保有の見込みであります。  |
| ⑥ 払込みに要する資金等の状況 | 当社は、払込みに要する資金として、親引け先が提出した第11期第2四半期報告書により、当該親引け先が親引け予定株式の払込金額に足る資金を保有していることを確認しております。                     |
| ⑦ 親引け先の実態       | 親引け先は、東京証券取引所グロース市場に上場しており、コーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力を排除する体制を整備している旨記載していることから、反社会的勢力との関係を有していないと判断しております。 |
| (2) 株券等の譲渡制限    | 親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。  |
| (3) 販売条件に関する事項  | 販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する一般向け売出しとして行われる売出価格と同一となり、売出価格等決定日に決定される予定です。                                 |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## (4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数 の割合(%)	公募による募集 株式発行及び引 受人の買取引受 による売出し後 の所有株式数 (株)	公募による募集 株式発行及び引 受人の買取引受 による売出し後 の株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有株式数の割合 (%)
戦略PR投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	6,951,145	61.95	3,511,545	31.16
10X Investment Ltd.	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	2,241,184	19.97	1,132,184	10.05
馬場 沙紀	東京都江東区	600,000 (600,000)	5.35 (5.35)	600,000 (600,000)	5.32 (5.32)
Retweet and Share Ltd.	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	583,095	5.20	294,595	2.61
青崎 曹	東京都世田谷区	225,339 (218,000)	2.01 (1.94)	225,339 (218,000)	2.00 (1.93)
関 航	東京都港区	164,347 (157,008)	1.46 (1.40)	164,347 (157,008)	1.46 (1.39)
吉田 和樹	東京都世田谷区	155,692 (148,353)	1.39 (1.32)	155,692 (148,353)	1.38 (1.32)
竹中 久貴	東京都目黒区	37,871 (32,000)	0.34 (0.29)	37,871 (32,000)	0.34 (0.28)
UUUM株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	—	—	27,200	0.24
伍 卯	東京都品川区	26,515 (19,176)	0.24 (0.17)	26,515 (19,176)	0.24 (0.17)
計	—	10,985,188 (1,174,537)	97.90 (10.47)	6,175,288 (1,174,537)	54.79 (10.42)

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2024年2月22日現在のものとあります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2024年2月22日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、公募による募集株式発行、引受人の買取引受による売出し及び親引け（27,200株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。
  3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
  4. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
- (5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。
- (6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式	50,000株	
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	4,837,100株
		オーバーアロットメントによる売出し	733,000株

(※)

(2) 需要の申告期間 2024年3月13日(水)から

2024年3月18日(月)まで

(3) 価格決定日 2024年3月19日(火)

(発行価格及び売出価格は募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2024年3月21日(木)

2024年3月26日(火)

(5) 払込期日 2024年3月28日(木)

(6) 株式受渡期日 2024年3月29日(金)

(注) 上記(1)②に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の一部は、野村証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される予定であります。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である戦略PR投資事業有限責任組合、10X Investment Ltd.及びRetweet and Share Ltd.(以下、「貸株人」と総称する。)から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2024年4月25日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、2024年3月29日から2024年4月23日までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 2. ロックアップについて

公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である戦略PR投資事業有限責任組合、10X Investment Ltd.及びRetweet and Share Ltd.、当社株主である伍卯、河野貴浩、小林恒有、川口真司、斉木愛子、佐藤直樹及び尾上玲円奈は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2024年9月24日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社株主である青崎曹、関航、吉田和樹及び竹中久貴は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後360日目の2025年3月23日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

さらに、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2024年9月24日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、公募による募集株式発行、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先であるUUUM株式会社は、野村證券株式会社に対して、上場（売買開始）日（当日を含む）から同日後180日目の日（2024年9月24日）までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得した当社普通株式を含む当社普通株式の売却等を行わない旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。